

鎌倉ライフガード会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、鎌倉ライフガードという。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を神奈川県鎌倉市御成町3番10号に置く。

(目的)

第3条 この団体は、下記のミッション及びビジョンを目的とし、事業を行う。

ミッション

海浜の安全を確保することで、地域の人々とともにきれいで楽しい鎌倉の海づくりに貢献する

ビジョン

わたしたちは、100年続くクラブを目指します。

(事業の種類)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 鎌倉市内3海岸（材木座、由比ガ浜、腰越）および沿岸地域におけるパトロール事業
- (2) ライフセービングの普及に関する事業
- (3) ライフセービング技術、知識の向上に関する事業
- (4) 地域との交流事業
- (5) ライフセービングを通じた児童・青少年の育成に関する事業
- (6) 海岸美化、環境保全に関する事業
- (7) 当団体の広報に関する事業
- (8) その他目的に合致した理事会が必要と判断した事業

2 上記の事業から生じた収益は、この団体が営む活動に係る事業に充てなければならない。

第2章 会員

(種別)

第5条 この団体の会員は、次の3種類とする。

- (1) 正会員 この団体の目的に賛同して入会した個人。原則として鎌倉市内の海水浴場においてパトロール経験を有する個人、もしくはパトロールを希望している個人。
- (2) 賛助会員 この団体の事業を賛助するために入会した個人又は団体。ただし賛助会員は総会での議決権を持たない。
- (3) ジュニア会員 この団体の別に定めるジュニア活動の目的を理解し入会した中学生以下の個人。ただし、ジュニア会員は総会での議決権を持たない。

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を代表に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会届を代表に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 会費を事業年度開始日より3か月延滞したとき。

(除名)

第9条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この会則に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 他の会員に迷惑となる行為をしたと理事会が判断したとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(種別)

第11条 この団体に、監査を除き正会員の中から次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監査 1名

- 2 理事のうち、1名を代表とする。
- 3 代表を除く理事のうち、1名を副代表とする。
- 4 理事及び監査は、理事会が提案し、総会において議決する。
- 5 代表及び副代表は、理事の互選により定める。
- 6 監査は、この団体の理事を兼ねてはならない。

(職務)

第12条 代表は、この団体を代表し、その業務を統括する。

- 2 代表は、緊急を要する事が発生した際、全ての権限を持つ。
- 3 副代表は代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、副代表がその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この会則の定め及び総会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。
- 5 監査は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事業年度にあわせて経費執行状況を監査すること。
- (2) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (3) 理事の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第13条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

(欠員補充)

第14条 理事又は監査のうち、その実数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第16条 役員は、報酬を受けることができない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第17条 この団体の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第19条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第20条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監査が第12条第4項第2号の規定により招集したとき。

(招集)

第21条 総会は、代表が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監査が招集する。

2 代表は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会の日時を決定しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第23条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 総会における議決事項は、第21条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この会則で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできない。

(書面表決等)

第25条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人1名が、議長とともに署名押印しなければならない。ただし署名押印は代表の意により省略することができる。

第5章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、理事及び事務局員をもって構成する。

(権能)

第28条 理事会は、この会則で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第29条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第30条 理事会は代表が招集する。

- 2 代表は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第31条 理事会の議長は、代表が当たる。

(議決等)

第32条 この団体の業務は、理事の過半数をもって決する。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数及び出席した理事の氏名（書面表決者については、その旨を明記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した者の中から選任された議事録署名人1名が、署名押印しなければならない。ただし署名押印は代表の意により省略することができる。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第34条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第35条 この団体の資産は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) パトロールに関する事業
- (2) 競技に関する事業
- (3) 教育に関する事業
- (4) 地域活動に関する事業
- (5) 当団体の執行する事務、その他の事業

(資産の管理)

第36条 資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(経費の支弁)

第37条 この団体の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第38条 この団体の会計は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) パトロールに関する事業
- (2) 競技に関する事業
- (3) 教育に関する事業
- (4) 地域活動に関する事業
- (5) 当団体の執行する事務、その他の事業

(事業計画及び予算)

第39条 この団体の事業計画及び予算は、理事が作成し、総会の承認を得なければならない。これを
変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第40条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第41条 第39条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、理
事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 42 条 代表は、毎事業年度終了後 3 か月以内に、事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 43 条 この団体の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 事務局

(設置)

第 44 条 この団体の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局担当理事その他の事務局員を置く。

3 事務局員は、代表が任免する。

(職務)

第 45 条 事務局はこの団体の会員管理、会計、広報、各種会合運営などの業務を行う。

第 8 章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第 46 条 この会則の変更は、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

(解散)

第 47 条 この団体は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 48 条 解散後の残余財産は、総会で議決したものに帰属させるものとする。

第 9 章 雑則

(委任)

第 49 条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、代表が別に定める。

附 則 (平成 29 年 4 月 1 日変更)

1 この会則は、この団体の成立の日から施行する。

2 この団体の入会金及び会費は、第 7 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

(1) 正会員

入会金 3,000 円 会費 年額 6,000 円

当該年度の10月以降において入会申込みをした会員が納入する年会費の額は、年会費の1/2とする。

(2) 賛助会員

賛助会費 一口 5,000 円

(3) ジュニア会員

会費 年額 6,000 円

3 本会則は、平成29年4月1日から施行する。